

相模原市立公民館における新型コロナウイルス感染症 拡大予防対策ガイドライン

令和2年6月 5日策定

令和2年8月28日改訂

令和2年12月25日改訂

令和3年4月1日改訂

令和3年7月1日改訂

令和3年10月1日改訂

令和3年12月7日改訂

令和4年4月1日改訂

令和4年7月1日改訂

本ガイドラインは、公益社団法人全国公民館連合会が定めた「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和3年10月19日一部改訂）とスポーツ庁が定めた「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和3年11月16日改訂）、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和3年10月19日更新）を参考として、市内の公民館として実施すべき基本的な対策を整理して記載したものである。

1 総論

- (1) 正しいマスクの着用、咳エチケット、手洗い・手指消毒を徹底する。
(マスクは鼻と口を確実に覆い、すき間ができないようにする。)
- (2) 定員内であっても人との接触を避け、できるだけ2m（最低1m）を目安として対人距離を確保する。
- (3) 席配置等を工夫し、対人距離を確保する。
- (4) 施設を定期的に消毒し、換気を実施する。
- (5) 発熱（37.5度以上、又は、平熱+1度以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方については、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- (6) **令和4年9月30日（金）**まで、参加者が特定でき、適切な対人距離が確保できる公民館事業は、感染防止のための措置を十分講じた上で実施できるものとする。
- (7) 感染発生が確認された場合は、速やかに保健所に連絡し、指示を仰ぐとともに、必要な消毒を行う。また保健所の調査がある場合は協力し、情報提供

を行う。

(8) 飲食については、マスク飲食、黙食を行うことを徹底する。

2 来館者の安全確保のために実施すること

(1) 入館時

ア 来館者に、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱（37.5度以上、又は、平熱+1度以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館を控えていただくよう声かけや周知を行う。

イ 正しいマスクの着用、咳エチケット、手洗い・手指消毒の徹底を依頼する。

(2) 公民館利用時

ア 常に人との接触を避け、できるだけ2m（最低1m）を目安として対人距離を確保するよう呼びかける。（座席を配置する場合は、一般的な長机に二人の配置を目安とする。）

イ 各部屋で、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。

ウ 大きな声を出す、激しい運動をする団体や利用人数の多い団体など、特に注意を促すべき団体を把握し、積極的に声かけを行う。

エ 大人数での滞留を控えるよう呼びかける。

オ 貸館利用団体に対し、利用者名簿の作成を依頼し、一定期間（少なくとも1月以上）保存するよう依頼する。

カ 調理室等を使用する場合には、常時換気を行い、調理器具、食器を使用前後に丁寧に洗浄し、併せて、体調管理、正しいマスクの着用及び手洗いを徹底するよう依頼する。

キ 図書室では、長時間にわたり滞在することや利用時に密集しないようにすること等、職員による声かけや掲示等により注意喚起に努める。

ク 感染者が発生した際には、来場者への注意喚起を行う（ホームページ等での感染者発生事実の周知等）。

3 施設管理

(1) 館内（入口・ロビー・休憩スペース等）

ア 正しいマスクの着用を徹底する。

イ 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。

ウ 常時換気を行う。

エ 複数人が共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、高頻度接触部位を把握し、注意する。

（例：テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、

電話、手すり、エレベーターのボタン、Sネット街頭端末機、券売機、新聞 等)

(2) 受付等

ア 窓口や図書室受付等では、できるだけ2m（最低1m）を目安として間隔を確保するよう、対策を行う。

（例：ソーシャルディスタンスラインの設置 等）

イ 窓口や図書室受付等、人と人が対面する場所は、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

(3) トイレ

ア 手洗い場に石鹸（ポンプ型が望ましい）を設置する。

イ マイタオルの持参を促し、ハンドドライヤーを使用しないよう周知する。

ウ （トイレの混雑が予想される場合）できるだけ2mを目安に（最低1m）の間隔を空けた整列を促す。

エ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃・消毒を実施する。

(4) 清掃、ゴミ

ア 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底し、ゴミがあった場合には、ビニール袋に入れて密閉し、廃棄する。

イ マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗淨する。

(5) 貸出物品

ア 可能な限り必要な物品を持参するよう呼びかける。

イ 貸出物品の利用者を特定できるよう、物品貸出表を作成し、把握する。

ウ 貸出物品は貸出し前後に消毒を徹底する。

4 従事者の安全確保のために実施すること

(1) 始業時

ア 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。

イ 発熱（37.5度以上、又は、平熱+1度以上）や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。また、自宅待機とする。

ウ 手洗い、うがい、正しいマスクの着用、咳エチケットを徹底する。

(2) 開館中

複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。

5 広報・周知

- (1) ホームページ等により、定員以内の利用であっても対人距離が確保することで利用可とすることや発熱（37.5度以上、又は、平熱+1度以上）、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方は、来館を控えていただくよう周知する。
- (2) 入口や館内の掲示、配布物等により、新しい生活様式に沿う利用や行動を来館者に促す。

6 公民館事業の実施に当たって留意すべきこと

前述の公民館利用時の対策に加え、公民館事業の実施に当たっては次の対策を行うこととする。

(1) 公民館事業の実施全体について

- ア 会場の着席数を制限する（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）。
- イ 会場内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取る。
- ウ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。
- エ 展示作品に直接手に触れないよう工夫する。
- オ 会場となる公民館内各室の人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。また、室内で近距離での会話、多数の者の密集を避け、会話は短く切り上げるよう参加者に強く促す。

(2) 公民館事業の実施前

- ア 参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
- イ 参加者に対して、名簿に記載した情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

(3) 公民館事業の実施当日

参加者の安全確保のために、次のとおり実施する。

- ア 検温を実施する。
- イ 正しいマスク着用及び定期的な手指消毒を徹底する。
- ウ 座席はできるだけ2m（最低1m）を目安に間隔を開けて配置する。（一般的な長机に二人の配置を目安とする。）
- エ 参加者同士の接触は控えていただくよう周知する。
- オ 公民館事業の会場入口に行列が生じる場合、できるだけ2m（最低1m）を目安に間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- カ 公民館事業の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- キ 合唱等の演者が発声するコンサートの公演等については、舞台から公演来場者の間隔を最低2m確保するとともに、演者間の感染リスクが低

減される措置を講ずる。また、演者間での感染リスクへ対処する。

ク コンサートや演劇、講演会等の演者等と公演来場者が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある公演等については開催を見合わせる。

(4) 感染が疑われる者が発生した場合

感染が疑われる者が発生した場合は、次のとおり対応する。

ア 速やかに別室へ隔離を行う。

イ 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。

ウ 感染者が疑われる者が確認された部屋の換気を行う。

エ 公民館事業主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

オ 感染が疑われる者と接触した職員等及び来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

カ 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

7 その他

このガイドラインに記載のほか、貸室の利用にあたりスポーツや合唱など関係団体において業種別にガイドラインが設けられているものは、当該業種のガイドラインを遵守することを条件に公民館と協議をし、対策を行うことも可とする。

また、ガイドラインが無い場合は、類似する業種等のガイドラインを準用することも可とする。

以 上